

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

野辺地町は、南北に 15.8km、東西に 12.5km、総面積は 81.68 km²となっており、地勢は全体的に東高西低で、陸奥湾に面して細長い。地質は、一般的に非固結性火成岩の堆積による表層腐植土から形成されており、土壌は水田地域において壤土と腐植土、畑作地帯は火山灰土壌となっている。河川は、野辺地川が町の中心を流れ、枇杷野川、与田川、二本木川がその支流となっている。気象は、年間を通じて西の季節風が強いほか、太平洋側から吹きつける梅雨時のヤマセが作物の成育に大きな影響を及ぼしている。降水量は、比較的少ない反面、冬の降雪量が多く、日常生活や交通機関の大きな障害となっている。野辺地町では災害対策基本法の規定に基づき、地域防災計画として「風水害等災害対策編」「地震・津波災害対策編」「原子力災害対策編」及び野辺地町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定している。

【洪水：ハザードマップ】

当町のハザードマップによると、当会の立地場所は屋内避難所の目前であり、大雨でも浸水リスクが低い地域となっている。町内の中心商店会地区は海拔 19mと高い地域でありリスクが低い。野辺地川及び枇杷野川付近に福祉施設や公立病院が立地しており、河川付近を中心に最大で 5m以上の浸水被害が予想される。

【土砂災害：ハザードマップ】

当町のハザードマップによると、当会の立地場所は急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域に指定されている。このほか、土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域として指定されている区域は、山間部を切り開いたニュータウン地区に多く点在している。

【地震：J-SHIS】

過去の地震災害の記録としては、1968年(昭和43年5月16日)十勝沖地震において震度5を記録(負傷者26名、商工被害として商品被害、住家一部破損他被害総額7億7,942万円)。1994年(平成6年)三陸はるか沖地震において震度5を記録(住家一部破損他被害総額1,261万円)。2011年(平成23年3月11日)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)において震度5弱を記録。約1日間の全戸停電となったものの、地震被害はなく、津波による大きな被害も生じなかった。

今後想定される太平洋側海溝型地震、日本海側海溝型地震、内陸型地震のうち、概ね数百年に一度の頻度で発生する太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想される。

また、J-SHIS地震ハザードステーションの全国地震予測地図によると、野辺地町においては、今後30年の間で震度6弱以上の地震が9.4%の確率で発生すると言われている。また、再現期間10万年相当の計測震度では震度7の地震が予想されている。

【津波災害：ハザードマップ】

当町のハザードマップによると、津波が発生した場合、小規模事業者が多い商店街には、影響は及ばないものの、沿岸地域の集落には地震発生から41分から162分の間に、高さ0.01mから4.5mの津波が押し寄せるとされている。

【原子力災害】

当町において原子力災害対策重点区域の範囲は、発電用原子炉施設(東北電力(株)東通電子力発電所)を中心におおむね半径30km(目ノ越地区)としているが、施設の状況や事態の進展に留意し、町全域において災害対策を取り組むとされている。

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的な大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルスは、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 555人
- ・小規模事業者数 468人

【内訳】R5.3.31現在

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	110	99	町内に広く分布している
	製造業	25	21	沿岸部に多い
	卸売業	8	4	町内に広く分布している
	小売業	139	106	町中心部に多く分布している
	飲食・宿泊業	88	87	中心部と野辺地駅周辺に多く分布する
	サービス業	130	110	町内に広く分布している
	その他	55	41	町内に広く分布している

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・野辺地町地域防災計画（風水害等災害対策編・地震・津波災害対策編）の策定
- ・野辺地町地域防災計画（原子力災害対策編）の策定
- ・野辺地町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・野辺地町業務継続計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災物資等の備蓄
- ・災害時支援協定の締結（県・市町村・公的団体・民間企業）
- ・「洪水・土砂災害ハザードマップ」（屋内・屋外避難所マップ）、「地震・津波ハザードマップ」（地震時の心得、火災に備える）を策定し、各家庭への配布及びHP等で広く情報発信し、平時から災害リスク等の情報提供及び注意喚起

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知及びBCP策定セミナーの開催
- ・小規模事業者に対して火災、地震、台風、豪雨等の災害リスクやそれに伴う経営休業、自動車事故、労災事故、賠償責任などに備える各種損害保険等について、全国商工会連合会、青森県商工会連合会、青森県火災共済協同組合等と連携し損害保険等の普及・加入促進を行っている。
- ・地震、台風、豪雨等の自然災害発生時に会員事業者の被災状況について情報収集して、青森県商工会連合会並びに野辺地町へ報告している。

II 課題

現状では、自然災害等発生時における、具体的な協力体制やマニュアルが整備されていないことに加え、平時、緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員が不足していることから、防災に対する意識や知識の向上を図ることが必要とされている。

また、野辺地町は、地震、台風、豪雨はあるものの事業に影響を与える甚大な被害は稀有なことから、小規模事業者のBCPの策定に関心が低い面がある。

Ⅲ 目標

本計画の目標設定にあたっては、野辺地町地域防災計画に基づき、想定外の大規模自然災害等にも備えた中小企業等に対する事前防災や災害発生後の早期復旧の対策について、当町、当会等が連携して取り組むこととし、特に町内小規模事業者に対して大規模自然災害が発生しても経済活動を機能不全に陥らせないことを目標とした事業継続力強化のために次の取組を行う。

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため。当会と当町との間における被害情報報告体制を構築する。
- ・発災後速やかな応急・復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

Ⅳ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

野辺地町商工会と野辺地町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時や通常総代会、研修会等の機会を捉えて、昨今多発している自然災害事例やハザードマップ等を活用して、自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組(什器の固定等)や対策(事業休業への備え、地震被害、水害補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等)について説明する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取り組み可能な簡易なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招聘し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型インフルエンザ等は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、2類から5類への移行により感染拡大防止策等について事業者の判断に委ねられたが、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、感染対策を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・事業継続計画を作成（令和5年12月作成）

3) 関係団体等との連携

- ・代理店業務契約を結んでいる青森県火災共済協同組合や会員福祉共済等の自家共済を取り扱う全国商工会連合会、損害保険の引受契約を締結している東京海上日動火災保険株式会社、生命・医療保険の引受契約を締結しているジブラルタ生命保険株式会社に専門家派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした「普及啓発セミナー」や損害保険や生命保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、現在2類から5類に移行し行動制限なども撤廃され、感染対策は自主判断に委ねられたため、リスクファイナンス対策として、各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・町内小規模事業者の事業者BCP等取組状況の把握、策定の有無・内容等についてデータベース化してフォローアップする。
- ・(仮称)野辺地町事業継続力強化支援協議会（構成員：商工会、野辺地町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・野辺地町が実施する総合防災訓練と連携しながら、自然災害（大規模地震：J-SHIS地震ハザードステーション全国地震予測地図によると、野辺地町の今後30年の間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確立は9.4%である）が発生したと仮定し、野辺地町との連絡手段の確認等を行う。また必要に応じて訓練に参加する。
- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等発生時、職員の生命・安全の確保、人命救助が第一であり、それに必要な行動に対し人的・物的資源を優先的に配分することが重要である。そのうえで、次の手順で管内の被災状況の把握に努め、当町と情報を共有し関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を確認したうえで当会と当町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗いうがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」出た場合は、野辺地町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等
- ・青森県地域防災計画(風水害等災害対策編)に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
 - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関すること
 - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること
 - ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保の協力、斡旋に関すること
- ・職員全員が被災する等により応急対策に支障が生じるような場合の役割分担については、都度協議し決定する。
- ・大まかな被害状況を確認し、発災後 24 時間以内に当町と情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定する)

大規模な被害がある	・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的敬敏な被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、当会から当町に以下の間隔で被害情報等を報告し共有する。

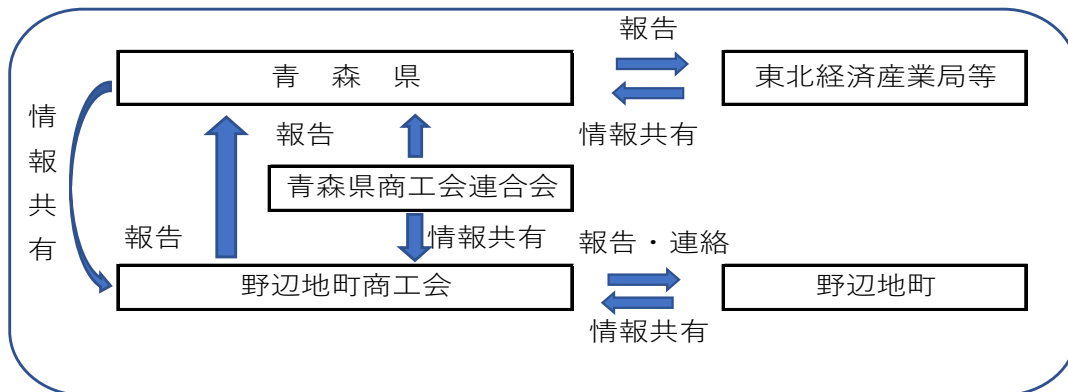
発災後～1 週間	1 日に 2 回 (12 時、17 時) 共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回 (17 時) 共有する
2 週間～1 ヶ月	2 日に 1 回 (17 時) 共有する
1 ヶ月以降	1 週間に 1 回 (金曜日 17 時) 共有する

- ・野辺地町で取りまとめた「野辺地町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の収集と迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・2次被害を防止するため、被災地域で活動する際の判断基準及び被害程度について決める。
- ・当会と当町が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より青森県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当町より青森県へ報告する。

※発災時の連絡体制



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当会と当町が相談する（当会は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。（設置場所候補：野辺地町商工会館）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

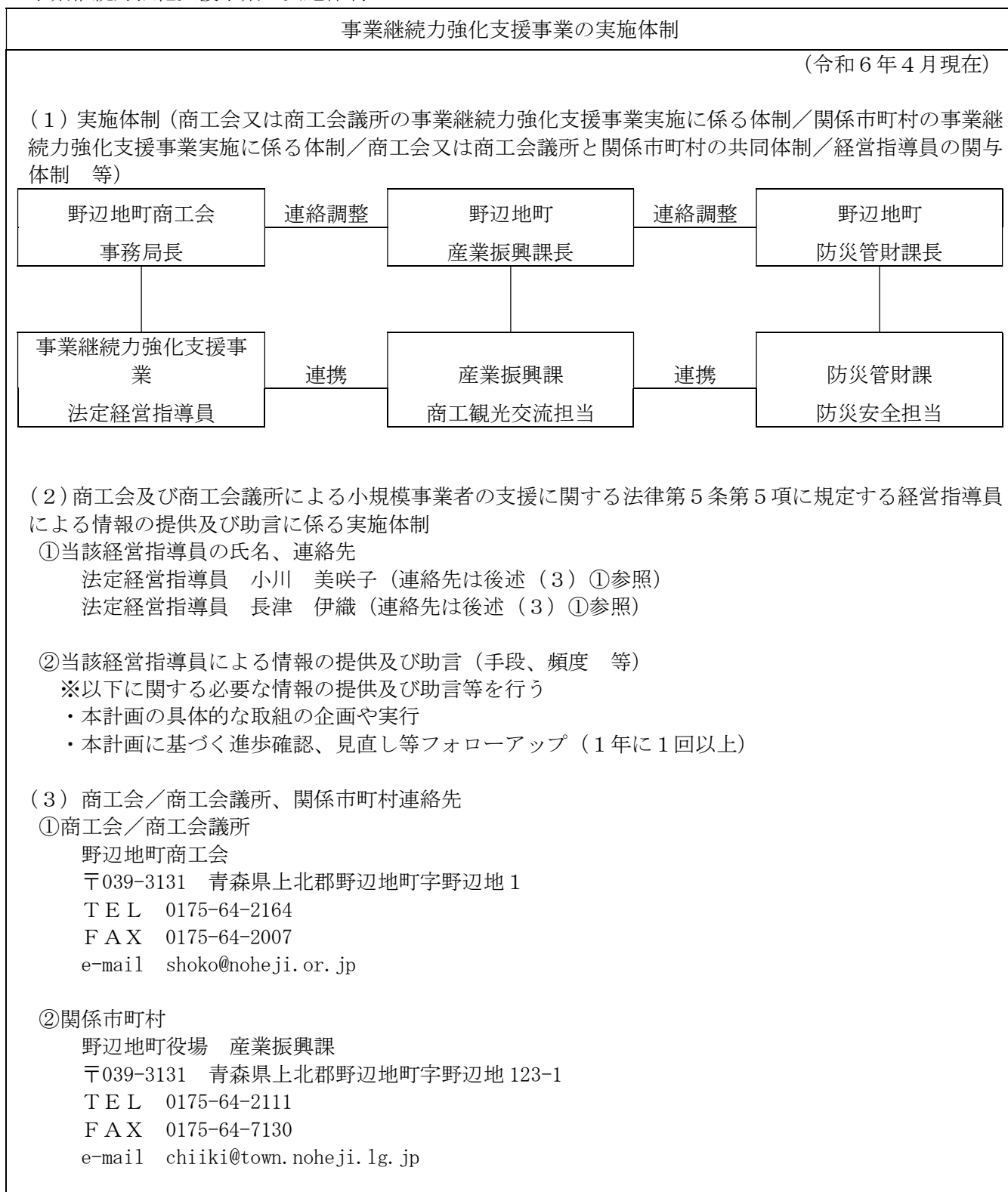
- ・青森県及び野辺地町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
専門家派遣費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	30	30	30	30	30
広告作成費	50	50	50	50	50
防災感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、町補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。